

薬生水発 0806 第 2 号

令和 2 年 8 月 6 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

（ 公 印 省 略 ）

「危機管理対策マニュアル策定指針」の改訂について

水道行政の推進については、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「危機管理対策マニュアル策定指針」策定当初から 10 年余の歳月が経過し、その間に平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成 28 年（2016 年）熊本地震、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年 1 月の西日本一帯における寒波、平成 30 年 7 月豪雨などの大規模災害や施設事故を経験しており、今後も大規模災害等が発生する可能性が高く、水道事業者等は、よりの確に対応することが求められます。

このため、これまでの大規模災害等発生時の対応から顕在化した課題、知見等を水道事業者等の危機管理対策に反映できるよう、「危機管理対策マニュアル策定指針」の改訂を行うこととしました。

また、各種災害・事故等の危機管理対策マニュアル策定にあたり、効率的にその概要及び作成方法について理解を深めつつ、作業が可能となることを目的に、図に示すように、危機管理対策マニュアル策定指針類のうち、共通部分となる災害対策の基本条件を整理し、とりまとめた「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」を新たに策定しました。

危機管理対策マニュアル策定指針の改訂状況は、下記の通りです。本通知にかかる別添 1～5 は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。また、改訂予定の指針も完成次第、事務連絡及び厚生労働省ホームページへの掲載によりお知らせいたしますのでご参考になしてください。都道府県におかれましては、貴管下の都道府県認可の水道事業者等への情報提供をお願い申し上げます。

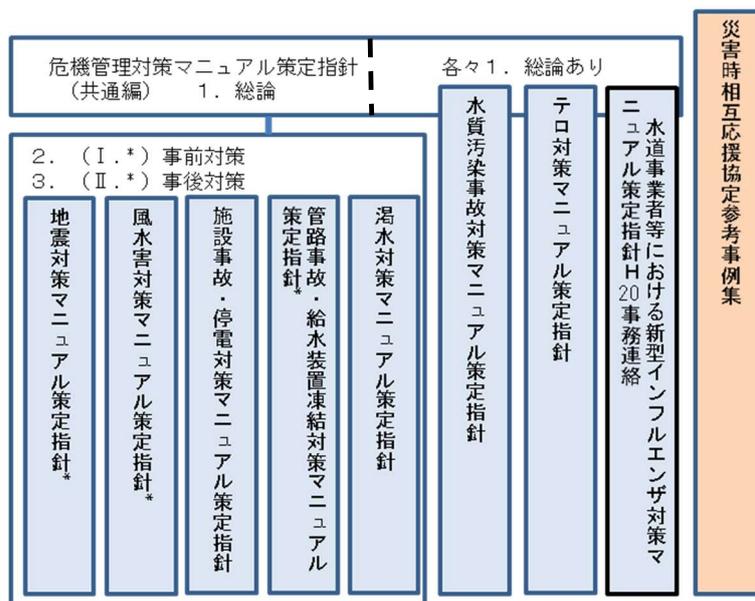


図 危機管理対策マニュアル策定指針の構成

記

- 危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】…………… 新規追加（別添1）
- 地震対策マニュアル策定指針…………… 今回改訂（別添2）
- 風水害対策マニュアル策定指針…………… 改訂予定
- 施設事故・停電対策マニュアル策定指針…………… 今回改訂（別添3）
- 管路事故・給水装置凍結対策マニュアル策定指針…………… 改訂予定
- 湯水対策マニュアル策定指針…………… 今回改訂（別添4）
- 水質汚染事故対策マニュアル策定指針…………… 今回改訂（別添5）
- テロ対策マニュアル策定指針…………… 改訂予定
- 水道事業者等における新型インフルエンザ対策
マニュアル策定指針…………… 改訂予定

以上

本件に関するお問い合わせ先
 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
 電話 03-5253-1111
 内線 4012, 4017 野中, 山本
 （共通窓口）